

立法から見た経済産業政策の動向と課題

経済産業委員会調査室 やまだ ひろし
山田 宏

経済産業政策の目的や手法は、ここ 10 年ないし 20 年間で大きく変化してきたと言われる。規制緩和の流れの中で、個別の業種や分野に着目してその競争秩序の維持や振興を図ることを中心とするものから、経済産業活動のための基本的なルールを定め、その中で企業による創意工夫を支援していくことに重点が置かれるようになってきている。そこでこうした経済産業政策の変化に関連する法律の数や目的の推移によって見ることにする。

まず、経済産業政策に関わる法律をその目的から次のように大別してみる。

第一は、自由かつ規律のある経済産業活動のための基本的なルールを定めるものである(経済ルール法)。民法、商法、会社法等やこれらの特別法、独占禁止法、さらには金融取引、対外取引や税制に関する法律も含まれる。

第二は、経済産業活動の支援のため各分野に共通するソフト及びハードなインフラを提供することを目的とするものである(産業インフラ法)。技術基準、技術開発、エネルギー・情報等の産業基盤、産業再生、知的財産権、貿易振興等に関する法律が含まれる。

第三は、自由な経済産業活動に伴い発生する弊害を除去ないし軽減するためのルールを定めるものである(弊害防止法)。公害防止、地球環境保護、省資源・エネルギー、原子力・電気・ガス・化学物質等の安全性確保、消費者保護等を目的とする法律が含まれる。

第四は、自由な経済産業活動への参加において不利な条件を有する地域や中小企業等のイコルフットイングを目的とする法律である(イコルフットイング法)。

第五は、特定の業種や分野における経済産業活動の規制や支援を目的とするいわゆる業法である(個別業法)。

(表1) 経済産業政策に関わる法律数の推移

年	1975 (昭和50)	1985 (昭和60)	1994 (平成6)	2000 (平成12)	2006 (平成18)
経済ルール法	8 (4.8)	8 (4.3)	8 (3.7)	10 (4.3)	16 (6.9)
産業インフラ法	46 (27.9)	51 (27.7)	57 (26.4)	60 (25.8)	62 (26.6)
弊害防止法	35 (21.2)	42 (22.8)	55 (25.5)	71 (30.5)	78 (33.5)
イコルフットイング法	41 (24.8)	46 (25.0)	61 (28.2)	57 (24.5)	47 (20.2)
個別業法	30 (18.2)	31 (16.8)	29 (13.4)	27 (11.6)	24 (10.3)
分類不能・その他	5 (3.0)	6 (3.3)	6 (2.8)	8 (3.4)	6 (2.6)
合計	165 (100)	184 (100)	216 (100)	233 (100)	233 (100)

(注) カッコ内は、構成比(%)

表1は、経済産業省(通商産業省)及び公正取引委員会が所管している法律を中心に経済産業政策に関する法律を1975、1985、1994、2000及び2006年の各時点で上記に従って分類したものである¹。法律の総数は、年を追って増加しているが、その構成をみると経済ルール法は近年比率を高め、産業インフラ法は増加しているが、比率はほぼ一定、弊害防止法は一貫して比率を高め、イコルフットイング法は比率を高めた後、近年は低下、個別

業法の比率は一貫して低下している。すなわち法律の数から見ても経済産業政策の重点は、個別の業種・分野や地域・中小企業等に着目したことから、経済産業活動のための基本的なルール、自由競争の弊害防止及び経済産業活動に共通するインフラの整備を目的としたものへと変化している²。

以下では、上記の5つの分類にしたがって近年の法律の制定・改廃の動向を概観するとともに、関係する審議会の報告書等をもとに今後の立法に係る課題について要約する。

1. 経済産業活動の基本的なルールを定める法律

近年、経済産業活動の基本的なルールを定める法律の制定や改正が相次いだ。民事再生法、会社更生法、破産法等の一連の倒産法制の整備(1999～2005年)、会社法の制定(2005年)、独占禁止法の改正(2005年)、金融商品取引法の制定(証券取引法の改正、2006年)等がこれである。民法の現代語化(2004年)も、これに含めてよいかもしれない。これらの法律の多くは、明治期から戦後初期にかけて制定されたが、国際化、情報化、企業活動の多様化等が進展した現代の経済産業活動にはそぐわないものとなっており、その現代化が不可避となっていた。特別法の例としては、債権譲渡登記に加えて動産譲渡登記を可能とした「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(1998年制定、2005年改正)、電子商取引の進展に対応した「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(2001年)等がある。

1) 情報化の進展に対応した特別法として、**電子登録債権法**(仮称)の制定が検討されている。電子登録債権とは、企業間の売掛債権(指名債権)・手形債権等であって管理機関に電子的に登録されたものであり、その発生、譲渡、消滅等は登録によらなければ効力を生じないとされる。電子登録債権を利用することにより、売掛債権の譲渡や手形による資金調達に際して、前者については債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡のリスクを、後者については保管コストや紛失リスクを軽減でき、中小企業等の資金調達が容易かつ拡充されることが期待される。将来的には他の電子的な決済・金融取引システム等と結合することによって、より多様な金融サービスの提供が期待できる。電子登録債権については、民法(債権法)等との関係、管理機関の業務の適正化、利用者の利便性と安全性の確保など各種の側面があり、産業構造審議会、金融審議会、法制審議会等においてそれぞれの立場から検討されている³。

2) **独占禁止法**については、違反行為に対する執行力・抑止力の強化のため、i)課徴金の算定率の引上げと対象となる行為の拡大、ii)課徴金減免制度の導入、iii)犯則調査権限の導入、iv)審判手続の見直し等を内容とする改正が2005年に行われた。しかし、その際、課徴金と罰金を併科することや措置命令等を行う公正取引委員会がそれへの不服申し立てに対する審判も行うことの是非が議論となったため、法施行(2006年1月)後2年以内に、課徴金制度の在り方、違反行為の排除に必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討すべきとされた。そこで内閣府に独占禁止法基本問題懇談会が設置され、2006年7月には論点整理が示され⁴、2007年夏をめどに検討が進められている。

3) **外国為替及び外国貿易法**(外為法)については、大量破壊兵器等の拡散防止や輸出管

理の実効性の確保の観点から見直しが求められており、i)取引仲介規制の範囲を貨物の売買のみならず、貨物の贈与・貸与等による仲介や関連プログラム等の技術の仲介も対象とすること、ii)抑止力強化のため、無許可輸出等に対する刑事罰の引上げ、法人重課や三罰規定(行為者、法人等に加え、法人の代表者も処罰)の導入、不実の許可申請に対する罰則や行政制裁の導入等が検討されている⁵。

2. 経済産業活動の各分野に共通するインフラに関する法律

経済産業活動の各分野に共通するインフラに関する法律の数は着実に増加してきている(表2)。この分野では、資源エネルギー基盤や貿易の振興に関する立法が先行したが、その後は、技術開発、産業再生、知的財産権等に関する立法が目立つ一方で、貿易の振興に関する法律の数は減少している。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(2000年)、エネルギー政策基本法(2002年)、知的財産基本法(2002年)のような基本法が制定された。

(表2) 産業インフラ法の推移

年	1975	1985	1994	2000	2006	2000年以降の主な立法の例
産業インフラ法	46	51	57	60	62	産業技術力強化法(2000)、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(2000)、エネルギー政策基本法(2002)、知的財産基本法(2002)、株式会社産業再生機構法(2003)、知的財産高等裁判所設置法(2004)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(2004)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(2005)
技術基準・開発	6	7	9	15	14	
資源エネルギー	12	12	12	12	11	
その他産業	6	7	9	10	11	
知的財産権	9	12	14	15	18	
貿易振興	13	13	13	8	8	

1) 技術開発においては、産学連携への期待が高く、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(TLO法)(1998年)に加えて、2000年には産業技術力強化法が制定された⁶。その結果、企業においては、自社の事業戦略を推進していくための研究開発活動のツールの一つとして産学連携が明確に位置付けられるようになり、大学においても、国立大学の法人化もあって、産学連携等による研究成果の社会還元が教育・研究と並び大学の第三の役割として位置付けられるようになったと評価される⁷。今後、イノベーションの創出に向けて産学連携を拡大・深化させていくためには、i)研究と市場の双方向の流れを創出すること、ii)研究成果を実用化・市場化に結実させること、iii)多種多様な科学・技術・事業を結びつけること、iv)産学連携等の目詰まり・迂回を解消し、イノベーション創出を円滑・迅速に進めること(例えば、大学知的財産本部とTLOの間の連携強化)、v)大学や企業が主役となって基本的なビジョンを共有し、新たな価値の創造・発信に取り組むことが課題とされている。

2) ものづくりを中心とした産業競争力の向上においては、正確な計量が重要であることなどから、計量法の見直しが検討されている⁸。具体的には、i)計量標準の開発・供給体制の再構築、ii)規制対象となる計量器の見直しと検査・検定における民間能力の活用、iii)特定計量証明事業の信頼性の確保、iv)商品量目制度の運用改善等が挙げられている。

3) 今後とも石油情勢における不確実性の高まりが予想されることから、緊急時への対応として、石油の備蓄の確保等に関する法律に関連して、i)IEA主要加盟国平均以上の水準を目指した国家備蓄の積み増し、ii)石油製品の国家備蓄制度の導入、iii)国家備蓄石

油の放出の際の現物貸付や売却代金の延払措置の導入等が提案されている⁹。

4) **産業再生**に大きな役割を果たしてきた**産業活力再生特別措置法(産活法)**は、2008年3月末に見直し期限を迎える。この間、主要銀行の不良債権比率は低下し、産業再生機構による債権の買取も2005年3月をもって終了した。今後の課題としては、私的整理の円滑化や私的整理と法的整理の連続性の確保とともに、地域金融機関の不良債権処理が進展するに伴い地域中小企業の再生が本格化すると見込まれることへの対応が挙げられる¹⁰。このため産活法については、事業再編から技術革新に軸足を移行し、イノベーションにより大幅な生産性の向上を図るとともに、地域企業の早期事業再生を円滑化させるという観点からの改正が検討されている¹¹(表3)。

(表3) 産業活力再生特別措置法等の改正案

<p>1. イノベーションによる大幅な生産性の向上</p> <ol style="list-style-type: none">1) 「他社の知的財産を活用して事業革新等を行う計画」及び「異分野に属する事業者が経営資源を組合せて一体的に活用する計画」を同法による支援対象として追加2) サービス産業の生産性向上を図るため、基本指針や分野別指針を活用し、業種の特性を踏まえ、きめ細かく対応3) 知的財産の活用促進策の充実のため、i) 包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設、ii) 国が保有する委託研究によるソフトウェア開発の成果に係る知的財産を民間で活用できるように制度を改正(パイドール規定、現行法第30条を産業技術力強化法に移管) <p>2. 地域産業の早期事業再生の円滑化</p> <ol style="list-style-type: none">1) 私的整理中の事業継続に不可欠な融資への債務保証制度の創設2) 事業再生に豊富な経験を有する認証ADR(裁判外紛争解決機関)が仲介した私的整理の場合には、原則、裁判官が単独で調停の手続を行うことによる手続の迅速化(特定調停法の特例)3) 私的整理中に当事者間で合意したつなぎ融資の優先弁済について、法的整理に移行した段階でも考慮される規定の創設(民事再生法及び会社更生法への配慮規定)4) 中小企業再生支援協議会の専門人材の充実、ノウハウ共有等によるさらなる活用5) 廃業経験のある事業者の再起業を支援するための信用保険の填補率の引上げ(8割 → 9割)

5) **知的財産**に関しては、2002年の知的財産基本法の制定以降、関連法の整備が進展し、知的財産高等裁判所設置法(2004年)や「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」(2004年)の制定の他、特許法、商標法等も所要の改正が行われた¹²。

5-1) **弁理士法**については、知的財産権の重要性が高まる中で、その取得・活用を的確に支援する弁理士の量的・質的な充実の観点及び耐震偽装問題への建築士の関与に見られたような資格制度に対する社会的な不信に対する信頼の醸成の観点からの法改正が検討されている¹³。具体的には、i) 既登録及び新人弁理士に対する倫理・業務等に関する研修の義務付け、ii) 専門職大学院修了者や一部科目合格者に対する試験免除、iii) 外国出願関連業務や特定不正競争行為に関する業務の弁理士業務としての位置付け、iv) 懲戒事由として「故意又は重過失により不適切な業務を行った場合」の明示、v) 名義貸しの禁止等が挙げられている。

5-2) 商標・意匠・特許等の知的財産権を侵害した**模倣品・海賊版の流通**は、企業の適正な国際競争を歪め、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させ、また、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、健康・安全など消費者の利益を損なうおそれがある。模倣品・海賊版の輸入等の水際手続の改善については、2003年の関税定率法改正により権利者による輸入差止申立制度が導入され、その後も認定手続の改善や輸出品への適用等が進められてきたが、申立制度に加えて、当事者の参加や専門家の関与を手続的に保証するための裁判所を活用した新たな制度についての検討がなされている。また、模倣品・海賊版の非営業者(個人)による輸入、特に個人輸入を偽装した営業

者による国内持込みについては、外為法に基づき輸入を原則不承認とすることが検討されている¹⁴。さらに、インターネットオークション上での模倣品・海賊版の取引については、他の違法・有害情報への対応を含めた検討がなされている¹⁵。

6) 産業インフラに関連して、第164回国会で成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行政改革推進法)では、**電源開発促進対策特別会計**と**石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計**を2007年度に統合するとともに、**電源開発促進税**の収入は、一般会計に組み入れた上で、電源開発促進対策に必要な金額を特別会計に繰り入れるとしている。

3. 自由な経済産業活動に伴う弊害を防止する法律

自由な経済産業活動に伴う弊害を防止する法律の数も着実に増加してきている(表4)。この分野では、公害防止、産業保安や消費者保護に関する法律が先行したが、1990年前後からは、地球環境保護、新エネルギーの利用促進、循環型社会形成推進基本法(2000年)等の資源リサイクルの促進、原子力廃棄物の処理等に関する立法が目立つ。

(表4) 弊害防止法の推移

年	1975	1985	1994	2000	2006	2000年以降の主な立法の例
弊害防止法	35	42	55	71	78	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(2000)、循環型社会形成推進基本法(2000)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(2001)、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(2002)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(2002)、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(2005)、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(2005)
公害防止等	16	17	18	21	22	
地球環境保護	0	0	3	6	9	
省資源エネルギー	1	2	5	11	13	
原子力安全	1	1	1	3	5	
その他産業保安等	8	11	11	12	13	
消費者保護	8	10	15	16	15	
労働者保護	1	1	2	2	1	

1) **新エネルギーの利用促進**については、**電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)**(2002年)が制定されたが、同法には2003年4月の施行から3年後の検討が規定されている。その検討結果によれば、i)新エネルギー等の利用義務量の引上げ、ii)取引価格の情報提供の頻度等の見直し、iii)長期エネルギー需給見通し作成時における新エネルギー等の導入量のたまかな目安の提示、iv)バイオマス由来のガス利用の燃料電池による発電量の義務対象エネルギーへの追加、v)水力発電及び地熱発電の対象範囲についての検討等が示されている¹⁶。

2) **資源リサイクルの促進**に関して、**特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)**には2001年4月の施行から5年後の検討が規定されている。このため、現在、i)家電リサイクル法のルートに乗らず、相当割合が不法投棄、中古品輸出に偽装した廃棄物輸出あるいはフロン回収等を行わず分解・破砕されていること等への対応、ii)環境配慮設計の一層の促進、iii)リサイクル料金の算定根拠の透明化と引下げ、iv)リサイクル料金の廃棄時負担と販売時負担のメリット・デメリットの比較検討、v)液晶テレビ等の対象品目への追加等の課題について検討がなされている¹⁷。

3) **原子力廃棄物の処理**については、発電用原子炉の使用済燃料の再処理過程で分離される高レベル放射性廃棄物の処分に係る事業実施主体の設立・監督、最終処分場の立地手

続き等を規定した**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律**(最終処分法)(2000年)及び使用済燃料の再処理等を適正に実施するための積立金の積立て義務とその管理について規定した**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律**(再処理等積立金法)(2005年)が制定された。

3-1) 再処理施設や混合酸化物(MOX)燃料加工施設から発生する超ウラン核種を含む放射性廃棄物(TRU廃棄物)の処分については、その事業規制や費用確保スキームが未整備である。しかし、TRU廃棄物のうち地層処分(300m以下の深さ)が想定されるものについては、高レベル放射性廃棄物との併置処分が技術的に可能であり、経済的でもあることから、その処分についても最終処分法及び再処理等積立金法の枠組みの下で行う方向での検討がなされている。また、英仏に委託している核燃料の再処理に伴い発生する放射性廃棄物のうち、既に返還が始まっている高レベル廃棄物に次いで**低レベル廃棄物の返還**が始まるが、イギリスからは低レベル廃棄物と放射線による影響が等価な高レベル廃棄物に交換して返還することが提案されている。これについても、上記2法により対応することが検討されている¹⁸。

3-2) 高レベル放射性廃棄物の**安全規制**については、最終処分法第20条で「別に定める」とされていることから、地層処分されるTRU廃棄物と併せ、**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律**(原子炉等規制法)による地層処分以外の放射性廃棄物の処分に係る規定と整合した安全規制の法的枠組みを整備することが必要とされている¹⁹。

4) **消費者保護**については、第165回国会で消費生活用製品安全法、貸金業の規制等に関する法律(貸金業法)等が改正された。クレジットカードや個品割賦による販売信用業者も金銭の貸付を行えば貸金業法の対象となるが、販売信用に伴う被害の防止については、割賦販売に該当する場合についてのみ**割賦販売法**が規制している。しかし、2004年度の販売信用の信用供与額は40.2兆円とサラ金を含む消費者金融の33.9兆円を上回る規模にある((社)日本クレジット産業協会による推計)。また、高齢者等に対する悪質な訪問販売等での利用、クレジットカードの不正使用、支払能力を超えた過剰与信等の問題が後を絶たない。このため、i)規制対象とされていない1~2回払いのクレジット契約を含め販売信用全体を対象とするなど規制範囲の見直し、ii)あらかじめ指定された商品・権利・役務の取引のみを規制対象としている指定商品制の見直し、iii)悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信を排除するため、加盟店管理等について法的な責任を与信業者に課し、また、販売業者だけに課されていた契約書の交付義務を与信業者にも課すこと、iv)過剰与信を防止するため個人信用情報機関を活用し、一人当たり融資額に総量規制を課すこと、v)インターネットの発展やクレジット取引の国際化に対応して、個人情報を含むカード情報の管理等について関連事業者の役割や責務を明確化すること等が検討されている²⁰。

4. 経済産業活動における不利な条件のイコールフットィングのための法律

経済産業活動における不利な条件のイコールフットィングを目的とする法律の数は、これまで増加傾向にあったが、2000年前後からは顕著に減少している(表5)。これは、地域振興に関する法律の廃止が進んだためであり、2001年には戦後の地域振興立法の典型とさ

れる新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び産炭地振興臨時措置法が、2006年には工業再配置促進法等が廃止された。中小企業政策については、1999年の中小企業基本法改正に前後して、これまでの弱者救済型から競争促進型に転換したとされる。その後も中小企業の事業転換等に関する法律が「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(2005年)に集約され、「中小企業のものづくり基盤技術高度化に関する法律」(2006年)が制定される一方で、中小企業流通業務効率化促進法が廃止(2005年)されるなどした。

(表5)イコールフィッティング法の推移

年	1975	1985	1994	2000	2006	2000年以降の主な立法の例
イコールフィッティング法	41	46	61	57	47	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
地域振興	11	12	22	20	13	(2005)、中小企業のものづくり基盤技術高度化に関する法律(2006)
中小企業	30	34	39	37	34	

1) 不況地域や地場産業など特定地域の中小企業の振興に関する法律は、**特定産業集積の活性化に関する臨時措置法**(1997年)に集約されていたが、2007年6月に廃止期限を迎える。同法については、新たな分野の出荷額等の改善、外部とのネットワーク構築等に一定の成果が見られた一方、集積地域全体として進出分野をあらかじめ定めるスキームが中小企業の創意あふれる事業展開の制約となったと評価されている。このため、地域に存在する特徴的な素材・技術、農林産品、文化財・自然景観等の価値を再認識し、それを活かした中小企業の事業展開を促進し、さらには地域資源を核とした自立的な地域産業の形成を支援するための**中小企業地域資源活用促進法**(仮称)の制定が検討されている²¹。

2) **工場立地法**は、工場とその周辺的生活環境との調和を保つため、工場敷地・緑地等の面積等について規制してきたが、公害防止技術の進展、市町村への権限委譲、企業競争力への配慮等の観点から、その見直しが進められていた。しかし、その後の議論で、戦略的に企業立地を進めていくためには、地域の強みを活かしたランドデザイン(基本計画)を地域自らが策定し、その実施にコミットメントしていくことが重要であることから、これを支援する法的枠組みとして**地域産業活性化法**(仮称)の制定が検討されることとなった²²。そこでは、国が同意した基本計画に対する、i)人材育成のための研修費用や研究開発費の補助等、ii)工場立地法等による用地関連規制の緩和と手続きの迅速化、iii)地方交付税の特例等による地方自治体の支援等の措置が挙げられている。

3) 中小企業金融においては、**中小企業信用保険法**に基づく信用保証協会による公的保証の役割は大きい。しかし、我が国の金融機関による融資は、不動産担保を中心としているため、十分な不動産を保有しない中小企業やベンチャー企業は、経営者等による個人保証や高金利の無担保融資に頼らざるを得ない。そこで、原材料、製品在庫等の流動資産を担保とした融資を拡充するための保証制度の創設が検討されている。また、前述の産業活力再生特別措置法の改正案と関連して、地域中小企業の産業再生を支援するためのつなぎ融資や再起業支援融資に係る保証制度の創設等も検討されている²³。

4) 行政改革推進法では、**商工組合中央金庫**は、完全民営化するものとし、2008年度において国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるとされ、**中小企業金融公庫**及び**国民生活金融公庫**は、2008年度において新政策金融機関に統合するとされている。

5. 特定の業種や分野の経済産業活動についての規制や支援のための法律

かつては個別の業種や分野に着目して、その競争秩序の維持や振興を図ることに経済産業政策の中心があったとしても、特定の業種や分野についての規制や支援のための法律(個別業法)によって多くの産業がカバーされていたわけではない。法律よりも業界団体等を通じた行政指導の役割がより大きかったとも言われる。個別業法の総数は、石炭、石油、繊維等の業種に関する法律の廃止により減少を続けている(表6)。

(表6) 個別業法の推移

年	1975	1985	1994	2000	2006	2000年以降の主な立法の例
個別業法	30	31	29	27	24	アルコール事業法(2000)、日本アルコール産業株式会社法(2005)
製造業	12	10	10	9	9	
資源・エネルギー	18	21	19	18	15	

個別業法とはやや性格を異にするが、特殊法人改革の一環として**自転車競技法及び小型自動車競走法**の改正が予定されている。具体的には、i)日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会について指定を受けた一の公益法人にその業務を引き継ぐとともに、ii)事業の活性化のため、学生の車券購入制限の撤廃、払戻率の多様化と重勝式の新設、入場料徴収規定の撤廃、ノミ行為の取締り強化等が検討されている²⁴。

*

以上で述べてきた立法に係る課題には、引続き検討を要するものもあり、そのすべてが次期通常国会での法律の制定・改廃につながるわけではない。また、法律によらずとも実施可能な措置もある。しかしながら、地域や中小企業のイコールフットイングを目的とする法律がやや目立つものの、いずれも冒頭に述べた近年の経済産業政策の方向に沿うものと言えよう。

¹ 経済産業省(通商産業省)関係については『経済産業六法』(『通商産業六法』)に所載の法律を基にしたが、各年版で所載の基準が若干異なることから、所要の調整を行った。民商法等の一般法や各省に共通する行政法等は除外したが、経済産業省の所管ではないものの、その業務に関連する法律を含む。法律によっては複数の分類に該当するものもあるが、主たる目的と見られるものに分類した。

² 政策の変更は、法律の制定・廃止だけではなく、その改正によって実現される場合も多いが、政策変更のより大きな動向は、法律の制定・廃止に現れると考えられる。

³ 産業構造審議会産業金融部会、経済産業省電子債権の管理・流通インフラに関する研究会報告書「電子債権プログラム～次世代産業金融インフラの構築を目指して～」(2006年3月)、同省電子債権制度に関する研究会、金融審議会金融分科会第二部会/同分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ「電子登録債権法(仮称)の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」(2006年12月)及び法制審議会電子債権法部会「電子登録債権法制に関する中間試案」(2006年8月)

⁴ 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題懇談会「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」(2006年7月)及び「「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」に係る意見・情報募集結果」(2006年10月)

⁵ 産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループ「外為法違反をめぐる現状と課題について」(2006年11月)。併せて、関税法の罰則強化等が、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会犯則調査・罰則等のあり方に関するワーキンググループにおいて検討されている。

⁶ 産業技術力強化法は、産学連携のみを目的とした法律ではない。なお、後述の産業活力再生特別措置法の改正案に関連して、産業技術力強化法についても、()技術経営力(仮称)すなわち研究開発成果の事業への活用能力や将来の事業活動を見据えた研究開発能力の強化の基本施策としての位置付け、()特許料等のアカデミック・ディスカウントの対象の拡大等が検討されている。

⁷ 産業構造審議会産業技術分科会産学連携小委員会「産学連携のこれまでの取り組み及び今後の方向性 これまでの議論の中間整理」(案)(2006年10月)

⁸ 計量行政審議会計量制度検討小委員会報告書(案)(2006年5月)

- ⁹ 総合エネルギー調査会石油分科会石油政策小委員会報告書(2006年8月)
- ¹⁰ 産業構造審議会新成長政策部会事業再生小委員会「事業再生の円滑化のための対応策」(案)(2006年12月)及び経済産業省事業再生制度研究会報告書(2006年9月)
- ¹¹ 経済産業省経済産業政策局産業再生課「産業活力再生特別措置法の改正案について」(2006年12月)
- ¹² 知的財産に関する現状と課題については、上原啓一「我が国の知的財産戦略の現状と課題～前途多難な知的財産立国の実現～」(『立法と調査』259号)を参照
- ¹³ 産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会「報告書～弁理士の質的及び量的充実と専門職としての責任の明確化に向けて～」(2006年12月)。弁護士、建築士等の他の士制度との比較については、山田宏「構造計算書偽装問題と専門家の責任」(『立法と調査』255号)を参照
- ¹⁴ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2006」(2006年6月)及び輸出入取引審議会企画調整部会「論点整理(パブリックコメント案)」(2006年4月)。なお、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループの座長取りまとめ(案)(2006年12月)においては、水際手続については申立制度の円滑・着実な定着により、個人使用目的を仮装した輸入については税関での取締りの強化により対応すべきとしている。
- ¹⁵ 総務省インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会最終報告書(2006年8月)においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任法)の運用等についての検討がなされた。
- ¹⁶ 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会中間報告(案)(2006年10月)及び同部会RPS法評価検討小委員会・報告書(2006年5月)
- ¹⁷ 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度検討小委員会/産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ合同会合「家電リサイクル制度等の見直しにあたっての検討課題(案)」(2006年8月)
- ¹⁸ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会報告書(2006年6月)
- ¹⁹ 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について」(2006年9月)及び原子力安全委員会特定放射性廃棄物安全調査会制度検討分科会中間報告(案)(2006年11月)
- ²⁰ 産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会「クレジット取引に係る課題と論点整理について」(2006年6月)及び日本弁護士連合会「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」(2006年7月)
- ²¹ 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会経営支援部会「地域経済環境の構造変化の進展を踏まえた中小企業支援策の在り方について」(案)(2006年12月)
- ²² 経済産業省「地域産業活性化法(仮称)」及び産業構造審議会地域経済産業分科会「市町村での緑地等の面積率の設定を可能とする新たな制度の考え方(案)」「地域産業活性化法(仮称)」における工場立地法の権限委譲について」(いずれも2006年12月)
- ²³ 注21に同じ
- ²⁴ 経済産業省製造産業局車両課「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部改正について」(2006年9月)